平成２７年（フ）第６８２４号
東京都品川区西品川２丁目14―21―201
債務者　川村　律子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月12日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００号
沖縄県宜野湾市大謝名１丁目18番18―1001号コンフォート大謝名ビュータワー
債務者　中原賢太郎
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第１０１号
沖縄県宜野湾市大謝名１丁目18番18―1001号コンフォート大謝名ビュータワー
債務者　中原　清美（旧姓村田）
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月18日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２７年（フ）第３５５号
岡山市北区岡町17番９号メゾンこかわ406号、旧住所岡山市北区東古松４丁目３番10号
債務者　森　　兼薫
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４２号
岡山市中区さくら住座２番１号１号棟606号、旧住所岡山市北区富田72番地１コーポジュン２―10
債務者　村田　次代
1　決定年月日時　平成27年９月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２５号
大分県速見郡日出町大字藤原2478番地１　アンフィニＫⅡ206
債務者　渡辺　未来
1　決定年月日時　平成27年９月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年12月１日午前９時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２７年（フ）第７８６９号
東京都板橋区徳丸６丁目39―９―205
債務者　田中　純子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７８７２号
東京都中野区東中野２丁目８―１―202
債務者　岡野みどり
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９４６号
東京都杉並区宮前４丁目29―８―202
債務者　林　　大介
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９８６号
東京都足立区関原１丁目２―23―４―101
債務者　本田春字こと　金　　春字
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７９９８号
東京都北区上中里１丁目37―15―609
債務者　及川　貴義
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８０号
北海道富良野市春日町11番22号　グリーンハイツＢ棟105号室
債務者　進藤　　昇
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１９８号
北海道旭川市豊岡11条２丁目１番５号　カルテット102号室
債務者　本間美奈子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月25日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４８号
釧路市鳥取北10丁目４番４号　ハイツノース10　102
債務者　黒谷　大貴
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第１５０号
釧路市春採６丁目１番25号　レオパレスホープⅡ109号
債務者　高野　祐治
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年11月24日午前９時30分
釧路地方裁判所